

電子化した証明書（e-証明書）の発給対象となる証明書の拡大について

令和8年2月12日

1. 令和8年2月24日以降の申請からオンライン交付が可能な電子化した証明書（e-証明書）の対象が拡大され、以下4.の証明書をオンラインで申請する場合は、これまでどおり紙媒体の証明書を窓口で受け取るか、e-証明書をオンラインで受け取るか、いずれかを選択することが可能になります。

(参考) [証明オンライン申請とは](#)

2. なお、e-証明書の交付を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。
申請手順につきましては、「e-証明書の申請・交付手順マニュアル」動画が外務省ホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

- (1) 「オンライン在留届（ORR ネット）」からオンライン申請すること。
- (2) 手数料はクレジットカードによるオンライン決済とすること。
- (3) 戸籍謄（抄）本の原本を必要とする証明書を申請する場合は「戸籍電子証明書提供用識別符号」を入力すること。

(参考) [e-証明書の申請・交付手順マニュアル](#)

(参考) [在外公館で証明を申請する際に必要な戸籍謄（抄）本の取扱いについて](#)

3. また、証明書の提出先によっては、e-証明書または同証明書を印刷したものが受理されず、従来の紙媒体の証明書の提出が求められることもありますので、e-証明書での交付をご希望される場合は、証明書を申請される前に、提出先にe-証明書による対応が可能かご確認いただくことをお勧めします。

4. 令和8年2月24日以降、当事務所でe-証明書の申請受付が可能な証明は以下のとおりです。

※当事務所が管轄する地域以外にお住まいの方は、当事務所にオンライン申請できません。

- (1) 在留証明（令和7年5月発給開始）
- (2) 婚姻証明
- (3) 婚姻要件具備証明
- (4) 出生証明
- (5) 離婚証明
- (6) 戸籍記載事項証明
- (7) 在留届出済証明
- (8) 転出届出済証明